

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の
工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第2003302号
令和2年3月30日
原子力規制庁

1. 審査の内容

原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)は、九州電力株式会社(以下「申請者」という。)玄海原子力発電所第4号機の工事計画認可申請(令和元年11月26日付け原発本第148号をもって申請。以下「本申請」という。)の工事計画が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)に適合するものであるかどうか、同項第3号に規定する「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「品質管理基準規則」という。)に適合するものであるかどうかについて審査した。

規制庁は、本申請の審査にあたり申請書本文、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、並びに設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書(以下「本申請の書類」という。)を確認の対象とした。

1-1 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請の書類から、

(1) 工事計画のうち設備の仕様に関する事項が、令和元年11月20日付け原規規発第1911201号により許可した玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)に記載された設備の仕様と整合していること

(2) 工事計画のうち設備の基本設計方針は、設置変更許可申請書の設計方針と整合していること

を確認した。

規制庁は、上記のとおり、本申請に係る工事計画が設置変更許可を受けたところによることを確認したことから、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号に適合していると認める。

1-2 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

申請者は、本申請において、3号機の燃料取扱設備、使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備(以下「燃料取扱設備等」という。)の一部を3,4号機共用とする計画としている。

規制庁は、本申請に係る工事計画が、3号機の燃料取扱設備等の一部を3,4号機共用とする工事であることから、技術基準規則第15条(設計基準対象施設の機能)の規定に適合しているものであるかどうかについて以下のとおり確認した。

(1) 第15条(設計基準対象施設の機能)

規制庁は、本申請の書類から、3号機の燃料取扱設備等の一部を3,4号機共用とする計画としているが、4号機の使用済燃料は、3号機のウラン燃料と同じ設計であり、共用に伴い、燃料取扱設備等の安全性を損なわない設計とすることを確認したことから、技術基準規則第15条の規定に適合していると認める。

規制庁は、上記の事項について確認したことから、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号に適合していると認める。

1-3 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号への適合性

規制庁は、設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に係る技術基準への適合性の審査に当たって、本申請の品質保証計画から、品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善に係る事項を変更しないとしていることを確認したことから、品質管理基準規則の要求事項に適合しており、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第3号に適合していると認める。

2. 審査結果

規制庁は、1-1から1-3の事項を確認したことから、本申請が原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号の規定いずれにも適合しているものと認める。